

# 鳥取市民体育館ネーミングライツスポンサー募集要項

## 1 趣 旨

鳥取市は、鳥取市民体育館（以下「市民体育館」という。）について、施設の良い維持管理・運営にかかる財源を得ることを目的として、施設に愛称を付与する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を取得するスポンサーを募集します。

## 2 対象施設

- (1) 名 称 鳥取市民体育館
- (2) 所 在 地 鳥取市吉成3-1-1
- (3) 施設概要 別紙「鳥取市民体育館施設概要」のとおり

## 3 応募資格

スポンサーの対象となる事業者は、市民体育館の愛称付与にふさわしい法人とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 鳥取市広告掲載基準第4条に規定する「規制業種又は事業者」に該当する者
- ウ 市税及び地方消費税を滞納している者

## 4 契約条件

- (1) 契約金額（希望するネーミングライツ料）  
年額350万円以上（消費税及び地方消費税は別途）  
毎年鳥取市が定める支払期限までに納付を行うこと。
- (2) 契約期間（希望する契約期間）  
3年以上5年以内（年単位とし、契約継続について優先交渉権あり）
- (3) 愛称等使用開始時期  
令和8年4月1日（予定）

## 5 愛称に関する留意事項

市民体育館の愛称として、事業者名又は商品名などを付与することができますが、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称は、市民が市民体育館をイメージできるような名称としてください。
- (2) 原則として契約期間内の愛称の変更はできません。
- (3) 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年12月25日鳥取市条例第48号）に規定する名称を変更するものではありません。
- (4) 鳥取市広告掲載要綱第4条又は鳥取市広告掲載基準第5条に該当するものは、愛称として使用できません。
- (5) 大会により、鳥取市が愛称を伏せることが適切と判断した場合、「鳥取市民体育館」と表示します。

## 6 スポンサー特典

スポンサーには、以下の特典を付与する事を予定しています。なお、内容の詳細は別途協議の上、決定するものとします。

また、これらの特典の権利については、第三者への権利譲渡や転貸等はありません。

- (1) 既存の外壁及び敷地内看板の表示サインの掲出
- (2) 愛称や施設写真をスポンサーの広報及び広告・販売促進などで使用できます。
- (3) 契約期間を満了した後、次期ネーミングライツを優先的に得ることができます(優先交渉権)。
- (4) その他、施設無償使用権の付与等、(1) から (3) 以外の特典を希望される場合は、スポンサー決定後に協議の上、決定することとします。

そのほか、本市の広報印刷物やホームページ等の広報ツールにより、愛称の普及、定着を図ります。

## 7 費用負担

ネーミングライツの導入に関する費用負担は次表のとおりです。(ネーミングライツ料とは別に必要です。)

内 容	スポンサー	市
愛称看板等の制作・設置※1	○	
愛称看板のデザイン料※2	○	
道路標識等の変更にあする費用※3	○	
契約期間終了後の原状回復にあする費用※1	○	
市が作成する広報印刷物の作成※4		○

※1：施工範囲、実施時期及び内容は鳥取市と協議の上、決定します。

※2：デザインは事前に市と協議し、市の承認が必要です。

※3：施工内容はスポンサーが各道路管理者と協議してください。

※4：ネーミングライツ契約後、新たに制作するものに限りません。

## 8 応募方法等

### (1) 募集期間

受付期間 令和7年8月25日(月)から10月3日(金)まで

受付時間 午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

### (2) 質問及び回答

募集要項等に係る質問がある場合、(様式1)により「14 問い合わせ先」にてEメールにて提出してください。

回答については、質問者に個別に回答するとともに、原則、本市公式ウェブサイトにて概要を公開いたします。

質問受付期間 令和7年8月25日(月)から9月16日(火)まで

質問回答日 令和7年9月18日(木)まで ※随時回答を行います。

### (3) 申込書等の提出

募集期間内に、次の書類(各1部)を持参又は郵送(必着)で提出してください。

※郵送の場合は配達記録が残る方法としてください。

- ①ネーミングライツ申込書（様式2）
- ②応募資格に係る誓約書（様式3）
- ③登記事項証明書※
- ④納税証明書（国税の納税証明書、市税滞納なし証明）※
- ⑤会社概要（パンフレット可）
- ⑥本市における地域貢献やスポーツ・文化等に対する社会貢献事業の主な実績及び今後の計画に関する資料（任意様式）

※証明書類は、提出日前3カ月以内に発行されたものに限ります。

(4) 提出先

〒680-8571 鳥取市幸町71  
鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 施設係

(5) その他

- ①応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- ②応募後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ③提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ④提出書類の著作権は事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ⑤応募内容及び選定結果等については、鳥取市情報公開条例（平成11年3月26日鳥取市条例第1号）に基づき、取り扱うものとします。

## 9 選定方法

(1) 審査委員会

市が別途設置する鳥取市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という）において応募金額、愛称名及び地域・社会貢献などを総合的に判断して、順位付けを行います。

なお、応募が1者であってもスポンサーとしてふさわしいか委員会において審査します。

(2) 審査基準

審査基準および配点は、次の項目とします。

審査基準		配点
①愛称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすさ</li> <li>・施設の設置目的との整合性</li> </ul>	15点
②契約金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された契約金額（ネーミングライツ料）</li> </ul> 配点× $\frac{\text{当該応募者の提案金額（年額）}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額（年額）}}$ ※小数点第二位で四捨五入	70点
③契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された契約期間</li> </ul>	10点
④地域・社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における地域貢献やスポーツ・文化等に対する社会貢献を行っているか</li> <li>・今後の計画に期待できるか</li> </ul>	5点

## 10 審査結果

- (1) 委員会において順位付けした結果をふまえ、最終的に鳥取市において優先交渉権者を決定します。
- (2) 優先交渉権者の決定後、審査結果を市公式ウェブサイト等で公表します。
- (3) 審査結果に関する問い合わせには応じられません。

## 11 優先交渉権者との協議

優先交渉権者の決定後、契約締結に向けて詳細を協議します（協議が整った場合、優先交渉権者をスポンサーとして決定します。）。

なお、協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行います。

## 12 スケジュール

令和7年	8月25日	募集開始
	9月16日	質問書（様式1）の締切
	18日	質問書に対する回答
10月	3日	募集締切
	上旬	審査・決定（審査委員会において応募内容を審査）
	上旬～	契約締結に向けた協議
令和8年	1月	契約締結（調印式を予定）
	1月～	ロゴの作成、看板の設置等の準備
	4月1日	愛称使用の開始

## 13 契約の解除

スポンサーの信用失墜行為等に伴い、市民体育館のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、スポンサーが負担するものとします。

## 14 問い合わせ先

〒680-8571 鳥取市幸町71

鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課 施設係

電話 0857-22-8111（代表）

FAX 0857-20-3954

メール kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp

## 15 参考資料

鳥取市広告掲載要綱

鳥取市広告掲載基準